

山野川地区自治協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、山野川地区自治協議会(以下「山野川自治会」という。)という。

(目的)

第2条 本会は、山野川地区の住民相互の交流と親睦を図り、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進、文化の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地域住民相互の情報交換及び交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善に関すること。
- (4) 地域の防災、防犯、青少年健全育成に関すること。
- (5) 各種団体との連携に関すること。
- (6) 山野川ふれあいセンター及び農村公園・農村広場並びに敬老館の管理運営に関すること。
- (7) 行政との協働に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、山野川地区内に居住する住民及び地区内の各種団体等とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、山野川ふれあいセンター(霊山町山野川字根元 35-1)に置く。

(活動範囲)

第6条 本会の活動範囲は、山野川地区内とする。但し、他の自治会と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

(役員等)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 幹事 若干名

- (6) 部会長 5名
 - (7) 会計長 1名
 - (8) 副会計長 1名
 - (9) 会計監査 2名
- 2 役員は、別表1のとおり各構成団体が選出した自治委員の中から互選で選出し総会の承認を得るものとする。
- 3 自治委員は、各行政区・各種団体とも自治会の役員改選までに選出し総会の承認を得るものとする。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 幹事及び部会長は、本会の運営を補佐する。
- (6) 会計長は、本会の会計事務を処理する。
- (7) 副会計長は、会計長を補佐し、会計長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (8) 会計監査は、本会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の実費弁償費)

第10条 役員に対して、交通費相当分を支払うこととする。

- 2 実費弁償費の額は、別表2のとおり定める。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、運営委員会、四役会、合同会議、事業部会及び広報委員会とする。

- 2 本会の会議は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く地域住民に周知するものとする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 4 総会は、委任状を含めた住民会員世帯の過半数以上の出席をもって成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは議長の決すると

ころによる。

6 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 規約の変更に関すること。
- (3) 協議会の事業計画、予算、事業報告、決算に関すること。
- (4) 役員及び自治委員の任命同意に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者数(表決委任者を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(運営委員会)

第14条 本会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会計監査を除く役員で構成する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 運営委員会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(四役会)

第15条 四役会は、緊急を要するとき、会長、副会長、事務局長、当該部会長等をもって協議し、次の運営委員会で承認を求める。

(合同会議)

第16条 合同会議は、必要に応じて行政区長及び各種団体の長と協議し、本会の事業の円滑な実施及び構成団体相互の情報交換と連携を図る。

(事業部会)

第17条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき本会の事業を推進するため、本会に次の事業部会(以下、「部会」という。)を置く。

- (1) 総務企画部会
 - (2) 環境防災部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 文化体育部会
 - (5) 女性部会
- 2 部会は、自治委員及び会員で構成する。
 - 3 部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 4 副部会長は、部会員の中から選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し会務を統括するとともに、部会の議長となる。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 7 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
 - 8 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
 - 9 事業部会相互の情報交換と連携を図るため、必要に応じて事業部会連絡会を開催することができる。

(広報委員会)

- 第18条 本会の活動内容を地域住民に広く周知し、市民の自治会への協力並びに参画を促進するとともに、地域外への地域情報を発信するため、広報委員会を(以下「委員会」という。)置く。
- 2 広報委員は、次に掲げる委員により構成する。
 - (1) 部会員 5 名(各事業部会 1 名)
 - (2) その他、委員会が必要と認める者
 - 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 4 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。
 - 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
 - 7 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

- 第19条 本会の事務を処理させるため、本会に事務局を置く。
- 2 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
 - 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 事務局に、必要に応じて事務局員を置くことができる。
 - 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(会計)

- 第20条 本会の運営等に関する経費は、会費1世帯当たり2,000円と、補助金、その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計監査)

第21条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して会計監査に提出し、その監査を受けなければならない。

2 会計監査は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(備付け帳簿及び書類)

第22条 本会の事務所には、規約及び議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他必要な帳簿、及び書類を備えておかなければならない。

(個人情報保護の取扱い)

第23条 本会が各種取組を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が役員会に諮り、別に定める。

附則

(施行規則)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

(単位:名)

構成団体	行政 区別	東部 1	東部 2	西部	赤坂	中部	北部
自治委員数	20	4	2	4	2	4	4

構成団体	各種 団体	寿楽会	消防団	交通 安全協会	防犯 協会	掛田 婦人会	子供 育成会	民生 委員
自治委員数	7	1	1	1	1	1	1	1

別表2 (第10条関係)

(単位:年額、円)

役職別	会長 事務局長	副会長 会計長 部会長	事務局次長 副会計長	幹事 副部会長	会計監査
実費弁償費	20,000	10,000	7,000	5,000	2,000